

京都市告示第147号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和7年4月18日

京都市長 松井孝治

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院宮ノ東町1番、5番、6番、7番、8番、10番、12番、13番以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院宮ノ東町1番、2番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

京都市告示第389号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、令和7年4月18日付け京都市告示第147号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第6条第4項及び第11条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和7年9月11日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院宮ノ東町1番、13番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

2 土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院宮ノ東町1番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

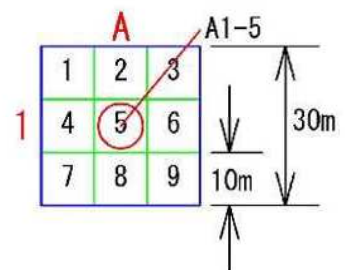
形質変更時要届出区域
(鉛及びその化合物 土壤溶出量基準超過)



凡例

- ・・・事業所敷地
- ・・・調査対象範囲
(ただし、 は調査対象外)
- ⇒・・・区画統合
- ・・・形質変更時要届出区域

区画名称凡例



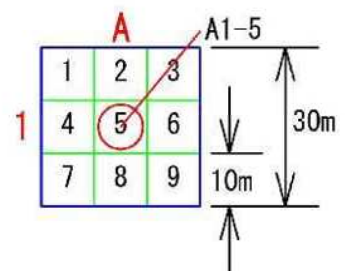
形質変更時要届出区域
(鉛及びその化合物 土壤含有量基準超過)



凡例

- ・・・事業所敷地
- ・・・調査対象範囲
(ただし、は調査対象外)
- ・・・区画統合
- ・・・形質変更時要届出区域

区画名称凡例



形質変更時要届出区域
(砒素及びその化合物 土壤溶出量基準超過)



凡例

- ・・・事業所敷地
- ・・・調査対象範囲
(ただし、 は調査対象外)
- ⇒・・・区画統合
- ・・・形質変更時要届出区域

区画名称凡例

